



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆  
 編集人 堀内美智子  
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)  
 発行日 (月刊)  
 平成19年7月10日

## 平成19年度事業の推進＝「パブコメ」への取り組み

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

定時総会から早一ヶ月が過ぎ、理事会で承認された各部部長が核となり本会の事業は具体的に推進されつつある。各部の事業や予算は総会資料として会員各位に送付済みであり、活動結果はホームページで随時お知らせしているのでご確認願いたい。

さて全国単位会の予算の合計金額は、おおよそ35億円、その中に占める日行連の予算は約5億円、滋賀会の年間予算は約3千5百万円となっている。いうまでもなく行政書士制度発展のための法改正、行政や各政党本部との協議は日行連の責務であり5億円がそのためにある。その会費を負担すること、さらに地方行政や地方議会との関わりを通じて、日行連の諸活動に反映させるとともに、会員のために必要な施策を講じることが単位会の役割でもある。

ところが近年このような役割分担に異変が生じている。それは内閣府における「特区、規制改革・民間開放集中受付」、各府省が行なう「パブリックコメントの募集」である。

例えば資格団体の強制入会制度には会や会員、そして一般国民からもそれぞれの立場で賛否両論の応募がある。このことにより中央団体がその組織の意見を代表し、監督官庁がそれを支持するという図式が必ずしも当てはまらないこととなっている。

規制改革・民間開放推進会議による「商業登記の行政書士への開放」問題がある。司法書士会と法務省は反対したが、「国民の声を聴いて考えよ」と言うことになり、全国の法務局の窓口において利用者のアンケート調査が法務省で実施された。その結果は司法書士と行政書士の利用率や信頼度がほぼ均衡していたのである。

この結果は大変重要な意味を持っている。制度論が公に議論されるとき、利害関係者たる当事者に聞かず「国民に聴け」と言う手法、すなわち国民投票である。これが定着すれば、そもそも中央団体の総意を発信する出番が無くなる。

すなわち、中央団体の役割の一部が必要なくなることを示唆している。現在でも行政書士に関係するパブコメに日行連が全て応募しているわけではない。そうなると応募した者が誰であれ当該パブコメの意見は出した者が「代表する意見」となる可能性を秘めている。ましてや単位会と会員との意見が異なっている場合は日行連のとりまとめが重要であるが、日行連が応募していなければヒアリングの機会さえ与えられないということになる。

このような現実を見つめるとき、会員であろうと単位会であろうと、中央各府省へのパブコメ、意見具申、要望などは、会員レベルや単位会レベルで応募していな

れば取り残されると言わざるを得ない。その観点から、特に単位会に密接に関連する地方自治体や地方議会に対するパブコメ、請願・陳情・要望は随時行うことが肝要となろう。意見を言わなければ、意見がないとされるからである。誰がその制度の代表者たり得るか問われる。

日弁連から「LAWYER」表記にクレームが付けられている。内閣府の規制改革・民間開放推進委員会の議事録によれば、例えば、「弁理士は特定侵害訴訟の代理権も付与されることになり、内閣の知的財産に関する国家戦略を念頭に、弁理士をパテントアトニーと英語訳した。アメリカで言えば、特許弁護士という称号の訳を、内閣が指定したが、アメリカ人から見ると、日本の弁理士を法律家と捉えることになる。」というくだりがある。

法務省入管局関係業務は「申請取次者」である行政書士により行なわれ、昨年弁護士も参入した。外国人の認識として、入管業務は「GYOSEISHOSHI LAWYER」が唯一の専門家として定着している。弁護士は「LAWYER」として新規参入者となったが後発であり、実績に乏しく経験も浅いということから「GYOSEISHOSHI LAWYER」のほうが信頼を勝ち得ていると聴いている。この領域でいままら「LAWYER」を使うなどと言われても、実績と信頼性のある行政書士のほうが分かり易いと言うことになっている。

ATTORNEYはアメリカ、SOLICITOR又はBARRISTERは英国の弁護士。日弁連は全ての「法律家」の外国語訳の使用を禁ずるのであろうか。我が国の弁護士法には「弁護士」の名称使用禁止規定はあるが外国語表記の使用禁止規定はない。国内法であるから当たり前である。

この問題で注意を要するのは、内閣府が国内法を英語訳化する作業に入っている中で行政書士や他の士業を何と訳すかということにある。それを前提とした抑止論的な日弁連の主張であれば、日行連も日弁連でなく内閣府に言わなければ「意見がない」と整理されることは必定である。サービス貿易の自由化が叫ばれる国際化時代に「外国人が何の専門家として捉えるか」。国内制度も国際的視野で競争原理に晒されている。

### ■行政書士の英訳例

独禁法翻訳版に8資格者の表記がある。行政書士は administrative scriveners

### ■パブコメ「パブリックコメント」の略

行政手続法または任意に法令等に対する国民の意見を募集する制度。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>